

福島県福祉・介護の職場体験事業実施要領

1 目的

少子高齢社会が到来し、福祉・介護分野においては、今後さらに福祉ニーズの増大が見込まれるとともに、福祉・介護の担い手としての労働需要が増すことが予想され、安定的な人材の確保が大きな課題になっている。

このため、より多くの学生や一般県民に対し、福祉・介護の仕事について知ってもらい、その魅力ややりがいを実感していただき、さらには就職や転職の動機付けの機会を増やすことを目的に、職場体験を実施する施設・事業所に対し助成を行う。

2 補助対象法人（施設・事業所）

介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）に規定する老人福祉施設で介護職員が義務付けられている施設・事業所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）に規定する施設・事業所で介護給付または訓練等給付を受給する施設・事業所、生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）に規定する救護施設。ただし、公的機関を除く。

3 職場体験対象者

- (1) 学生（中学校、高校、専門学校、大学等）
- (2) 一般県民（福祉・介護の仕事に関心のある方、就職希望者等、福祉・介護の経験を問わずどなたでも参加可とする）

4 職場体験の実施内容等

(1) 実施会場

当該施設、事業所において実施する。

(2) 体験期間等

①法人もしくは施設・事業所が計画、または本人が希望する日程。

※日程は、体験者と施設・事業所との双方の合意により、体験期間等を変更することも可能とする。

②1日の体験時間は、原則9時～16時までの時間内で、2時間以上とする。

(3) 体験内容（プログラム）

体験内容は、体験者の希望等を考慮し、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力ある職場を理解していただけるよう以下内容（プログラム）をふまえたものとする。

①施設・事業所の概要

②施設・事業所の見学

③職員との交流（現場で働く職員の話、質疑応答等）

④利用者との交流（話し相手、レクリエーション、行事への参加等）

⑤日常業務の体験（配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃等）

※①～③は、必ずプログラムに盛り込むこと。④～⑤は、利用者の身体、障がい程度を考慮し、各施設・事業所に対応可能な範囲で実施するものとする。

- (4) 参加費について
体験者の参加費については、無料とすること
- (5) 募集方法について
体験者の参加募集は、申請する法人もしくは施設・事業所において行う。
- (6) アンケートの記入
体験終了後、体験者に対しアンケート（様式は任意）を実施すること。

5 経費の助成

助成額：1人1日あたり 5,000円

- (1) 「4 職場体験の実施内容等 (3)」に基づくプログラムを終了した体験者。
- (2) 同一人物が当該年度に複数日参加の場合は、15,000円（3日分）を上限とする。

6 申請及び実績報告等

- (1) 事業計画書の提出
職場体験事業を実施する法人もしくは施設・事業所は以下の書類を提出すること。
 - ①「事業計画書（様式1号）」
 - ②体験プログラム
- (2) 定期報告
体験期間中は、当月の体験者数内訳を、翌月5日までに本会へ報告を行うこと。
- (3) 体験実施後の報告等
法人もしくは施設・事業所は職場体験事業終了後、以下の書類を速やかに提出すること。
 - ①実施報告書（様式2号）
 - ②助成金請求書（様式3号）
 - ③終了者名簿（様式4号）
 - ④体験プログラム（日程、時間、会場、担当職員名の記載があること）
 - ⑤募集案内、体験者に配布した資料等
 - ⑥アンケート
- (4) 変更届の提出
事業計画書（様式1号）に記載された内容に変更が生じた場合は速やかに変更届（様式5号）を提出すること。

7 留意事項

- (1) 万一の事故に備え、体験者に対する保険等については施設・事業所の責任において対応すること。
- (2) 「教員免許状取得希望者に対する介護等体験」に係る学生及び福祉養成校や各種資格（介護職員初任者研修等）取得のための実習生の受け入れ、中学校、高等学校等の教育機関が実施する職場体験事業、その他の助成金、補助金を受け実施する事業の参加者については本事業の対象にはならない。